平成２４年（フ）第２５９３号
横浜市西区老松町８番地　野毛山パークマンション607
債務者　西潟　和江
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６５６号
栃木県宇都宮市御幸町154番地５　ＳＫハイツ203号、前住所東京都練馬区田柄２丁目38番３号　グランフォルム寿光Ａ―305
債務者　三宅　規文
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６７９号
栃木県宇都宮市上戸祭町2965番地25
債務者　夏目　清和
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６８２号
栃木県大田原市山の手１丁目３番９号、前住所東京都渋谷区千駄ヶ谷２丁目31番20号　ハイツ松田Ｃ号室
債務者　岡野　隼平
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６８４号
栃木県栃木市薗部町１丁目19番23号　増山アパートＡ棟２階、前住所栃木県栃木市西方町本城1238番地12
債務者　大木　弘美
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１４４号
栃木県小山市駅南町６丁目９番19号　グランドリヴェールⅡ101
債務者　中村　保子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第９２号
栃木県那須塩原市中央町２番22号
破産者　有限会社近江
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２４年（フ）第４号
千葉県南房総市白浜町白浜3509番地
破産者　有限会社嶋六商店
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第３６号
新潟県三条市塚野目2153番地５
破産者　相伍工業株式会社
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第９５８号
名古屋市中村区太閤５丁目16番７号
破産者　株式会社ライト工業所
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２３号
三重県三重郡菰野町大字菰野3082番地２
破産者　安藤　美香
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第６４１号
最後の住所堺市北区東雲東町４丁１番５号―203号
破産者　被相続人亡三好一光相続財産
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８５号
岡山市南区海岸通２丁目６番１号
破産者　岡山光木材株式会社
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０８号
熊本県八代市新浜町１番１号
破産者　株式会社シモダ
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３６４号
宮崎市大字富吉396番地
破産者　平成産業株式会社
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８０６号
福岡県朝倉市杷木白木６番地
破産者　井上建設株式会社
1　決定年月日　平成24年12月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１号
愛媛県大洲市大洲518番地１
破産者　株式会社タカツキ
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第１７５号
宮崎県児湯郡都農町大字川北5542番地６
破産者　野別　元貴
1　決定年月日　平成24年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宮崎地方裁判所破産係